

令和 年 月 日

保護者様

安中市立松井田小学校
校長 一場 明夫

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが下記に該当する病気にかかられたようですが、学校保健安全法により出席停止となります。
(欠席扱いになりません。) 主治医から登校の許可があるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可がありましたら、下記の「証明書」に記入していただき学校に提出してください。

感染症と出席停止の基準

	学校で予防すべき伝染病の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスに限る) 鳥インフルエンザ (H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 新型コロナウイルス感染症	病気が治って、医師の許可があるまで
第二種	インフルエンザ (H5N1 新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 (幼児にあつては3日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹 (はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認め、許可があるまで

----- き り と り 線 -----

主治医様

感染症のようでしたら、お手数ですが下記の証明書のご記入をお願いいたします。

証明書

年 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、他へ感染のおそれなくなりましたので、 月 日より出席してよいと思われま

令和 年 月 日

医師

印